（仮登録の抹消）

第六十二条　仮登録の抹消は、第二十三条の規定にかかわらず、仮登録の登録名義人が単独で申請することができる。仮登録の登録名義人の承諾がある場合における当該仮登録の登録上の利害関係人も、同様とする。

第六節　仮処分に関する登録

（仮処分の登録に後れる登録の抹消）

第六十三条　樹木採取権について民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録（同法第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録（以下「保全仮登録」という。）とともにしたものを除く。以下この条において同じ。）がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする樹木採取権の登録（仮登録を除く。）を申請する場合においては、当該債権者は、当該処分禁止の登録に後れる登録の抹消を単独で申請することができる。

2　前項の規定は、樹木採取権を目的とする抵当権について民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする当該抵当権の移転又は消滅に関し登録（仮登録を除く。）を申請する場合について準用する。

3　農林水産大臣は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請に基づいて当該処分禁止の登録に後れる登録を抹消するときは、職権で、当該処分禁止の登録も抹消しなければならない。

（保全仮登録に基づく本登録の順位）

第六十四条　保全仮登録に基づいて本登録をした場合は、当該本登録の順位は、当該保全仮登録の順位による。

（処分禁止の登録の抹消）

第六十五条　農林水産大臣は、保全仮登録に基づく本登録をするときは、職権で、当該保全仮登録とともにした処分禁止の登録を抹消しなければならない。

第四章　登録事項の証明等

（登録事項証明書等の交付等）

第六十六条　何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（第四項において「登録事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2　何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）のうち農林水産省令で定める図面の全部又は一部の写し（これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。第四項において同じ。）の交付を請求することができる。

3　何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類（電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を農林水産省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。）の閲覧を請求することができる。ただし、前項の図面以外のものについては、請求人が利害関係を有する部分に限る。

4　前三項に規定する手数料の額は、次の表のとおりとする。

請求の種類	金額
登録事項証明書の交付の請求	一通につき六百七十円
図面の全部又は一部の写しの交付の請求	一樹木採取権に関する図面につき四百八十円
登録簿の附属書類の閲覧の請求	一事件に関する書類につき四百八十円

5　国又は地方公共団体の職員が、職務上第一項から第三項までの規定による請求をするときは、手数料を納付することを要しない。

（農林水産省令への委任）

第六十七条　前条に定めるもののほか、登録簿及び登録簿の附属書類の公開に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章　雑則

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第六十八条　登録簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第六十九条　登録簿の附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

2　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三条に次の一項を加える。

13　特定目的信託に係る樹木採取権登録令（令和元年政令第百四十八号）第四十八条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十九号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年十一月十六日とする。

経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三